

1 環境関係用語の説明

(あ)

ISO14001

ISO（国際標準化機構の略。スイスに本部を置く非政府組織）が定めた、地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14001の認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

赤 潮

プランクトンの異常増殖により、海水が赤褐色を呈する現象。一時的にしる溶存酸素が欠乏するなどして魚貝類が死滅し、漁業被害を伴うことがある。

悪臭物質

特有のにおいをもつ化合物は40万にも達するといわれるが、悪臭を発する物質を化学的にみると窒素や硫黄を含む化合物のほかに低級脂肪酸などがある。悪臭防止法では、現在アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸の12物質を悪臭物質として定めている。なお、平成6年4月からトルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒドの10物質が追加指定された。22物質のうち窒素を含む化合物は2物質、硫黄を含む化合物は4物質、窒素・硫黄を含まないものは16物質となっている。

(い)

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物。このうち二酸化硫黄 (SO₂: 亜硫酸ガス) は、大気汚染物質として早くから問題視されてきた。重油等の硫黄分を含む燃料が燃える際に発生する。刺激性が強く、呼吸機能に影響を及ぼす。

一酸化炭素 (CO)

炭素化合物の不完全燃焼により生成する、無臭の極めて有毒な気体。人体に入ると血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、酸素欠乏状態を引き起こす。

一般廃棄物

家庭から生じた廃棄物と、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。

(お)

オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素 (O₂) がオゾン (O₃) に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20~25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

温室効果

大気中の微量ガスが、地表面から宇宙空間に放出されるべき熱を吸収してしまい、大気の温度が上昇する現象。赤外線形で放出されるべき熱を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがあ

るが、近年特に、人間の活動に伴う二酸化炭素の増加が著しく、気候の温暖化が懸念されている。

(か)

化学的酸素要求量 (COD : Chemical oxygen demand の略)

海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量 (mg/L) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

環境の日

1993(平成5)年に公布・施行された環境基本法により、6月5日が「環境の日」とされた。この日は、1972(昭和47)年の国連総会において決議された「世界環境デー」にあたる。「環境の日」は、事業者及び国民が広く環境の保全について関心と理解を深め、積極的に環境を保全する活動を行っていくことをめざして設けられた。また、6月を「環境月間」とし、環境問題についての認識を新たにするための諸行事が行われている。

環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

(き)

危急種

絶滅の危険が増大している種または亜種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧種」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

希少種

存続基盤が脆弱な種または亜種。現在のところ絶滅危惧種にも危惧種にも該当しないが、生息条件の変化によって容易にこれらのランクに移行する要素を有するもの。

規制基準

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているもの。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、その増加を図るために必要があると認めるときに設定するもので、その期間全ての鳥獣の捕獲が禁止される。

京都議定書

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素など6種類の温室効果ガス (GHG) の排出削減を法的に義務付けるよう求めた国際協定。1997年に京都市で開かれた「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」(COP3) で採択された。先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されており、2008

年から2012年の5年間に、1990年（一部ガスは1995年を選択できる）比で日本は6%の削減が義務付けられている。ただし、この数値目標はあくまで国の目標であって、国民あるいは事業者の目標（義務）ではない。

(け)

K値規制

煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を決める規制方法。地域の汚染の程度に合わせて16段階に分けて定数（K値）を決め、計算式により求められた許容量を超える排出を制限するもの。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。健康項目については、現在、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など26項目が設定されている。また、要監視項目としてクロロホルム等22項目が位置付けられている。

(こ)

公 害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質群をいう。中でも主要な物質がオゾンとパーオキシアセチルナイトレート（PAN； RCO_2NO_2 ）であり、いずれも人体及び植物に有害である。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、酸素と光化学的に反応して光化学オキシダントを生成する大気汚染現象をさし、一般にスモッグを発生し、視界不良をとまなう。スモッグはスモーク（煙）とフォッグ（霧）から合成されたことば。夏季の日差しが強くて、風の弱い日に発生しやすい。

降下ばいじん

一旦、大気中に放出された固体粒子状の物質が、雨水に含まれたり、自己の重さにより再び地表面に戻ってきたものをいう。

公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下

水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

コリドー（回廊）

野生生物の生息地間を結ぶ、生息地と同質の環境を有する帯状の地域をいう。個体の移動を助けたり、多様な遺伝子組成を維持する上で重要である。

（さ）

最終処分場

最終処分とは、廃棄物を自然環境に還元することであり、これには陸上埋立処分、水面埋立処分及び海洋投入処分がある。最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分するのに必要な場所、設備の総体をさす。産業廃棄物の最終処分場には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の3つのタイプがある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類をさす。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられている。

酸性雨（Acid rain）

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれて、水素イオン濃度（pH）5.6以下となった酸性の雨をいう。原因物質の排出源としては、工場や自動車からの排出ガスなどがあげられる。

（し）

COD（Chemical oxygen demand）→「化学的酸素要求量」参照。

自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林などのうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養及び教化に資することを目的として、自然公園法や県立自然公園条例に基づいて、土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のことをいう。国が指定する国立・国定公園と県が指定する県立自然公園がある。

持続可能性（Sustainability）

「環境、社会と調和する経済」を志向し、「持続可能な」経済発展を目指すこと。経済の成長は「地球環境の容量内で」のみ可能であり、さらに今日のグローバル化の進展を踏まえ、世界的な貧富の差の縮小など社会的側面も視野に入れ、環境や社会を無視した「経済の無限な成長」と、一方で環境・社会を重視する余りの「成長を否定した縮小主義」の双方を否定し、環境と経済成長の両立を図るという考え方。

持続可能な開発のための教育の10年

(United Nations Decade of Education for Sustainable Development : UNDESD)

国連で採択された決議の一つで、2005年1月1日から始まる10年を「持続可能な開発のための教育の10年」(以下、「教育の10年」と宣言したもの。持続可能な社会の実現に向けて、一人一人が、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育を推進していかうとするもの。

自然エネルギー等

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法による定義)。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス、いわゆるリサイクルエネルギー(廃棄物発電等)のほか、従来型エネルギーの新利用形態として、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池に分類される。

(せ)

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして定められた項目。環境中の濃度については、「生活環境の保全に関する環境基準」が設けられており、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数などについて定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた水域類型を設け、各々の水域類型ごとに定められている。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗たく、風呂などからの排水をいう。「生活排水」のうちし尿を除くものを「生活雑排水」という。

生物化学的酸素要求量(BOD ; Biochemical oxygen demandの略)

河川の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化される時に消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

絶滅危惧種

絶滅の危機に瀕している種または亜種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難なもの。

絶滅種

わが国ではすでに絶滅したと考えられる種または亜種。

(そ)

騒音レベル

J I Sに規定される指示型の騒音計で測定して得られる値で、騒音の大きさを表す。一般には耳の感覚に似せた騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(A)又はホンで表す。

(た)

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB) の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。

WECPNL

(Weighted equivalent continuous perceived noise level；加重等価平均感覚騒音レベル)

航空機1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位。ICAO (国際民間航空機関) が提案した国際単位。

炭化水素 (HC)

炭素と水素の化合物の総称。オキシダント生成の原因物質の一つ。

(ち)

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) などをいう。発生源は自動車、ボイラー、工場、家庭用暖房など広範囲にわたっている。

中間処理

廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、コンクリート固型化などの処理をいう。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めるとき、環境大臣または知事が指定するもので、すべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

(て)

低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車等が開発されている。

低排出ガス車

排出ガス中の有害物質が最新規制値より低減された自動車。国土交通大臣は有害物質を平成12年度排出ガスレベルより25%低減された自動車を「良-低排出ガス認定車」、50%低減された自動車を「優-低排出ガス認定車」、75%低減された自動車を「超-低排出ガス認定車」、また、平成17年度排出ガスレベルより50%低減された自動車を「☆☆☆低排出ガス車」、75%低減された自動車を「☆☆☆☆低排出ガス車」と認定している。

dB (A) (デシベル)

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに周波数ごとの聴感補正を加味して、dBまたはdB (A) で表示する。

テレメータシステム

ある地点の測定データを遠隔地点に設置した受信器に送って記録させるシステム。大気汚染テレメータシステムでは、大気常時測定局及び主要な工場・事業場等に自動計測器を設置し、その観測データを常時中央監視センターに伝送して迅速に集中把握している。

典型7公害 → 「公害」参照。

天敵微生物

自然界に普通に存在する微生物（糸状菌、細菌、ウイルス等）で昆虫（害虫）に病気を起こさせて死亡させる微生物。Beauveria 属菌は糸状菌である。

天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、学術上価値の高いもののうち、国や都道府県などが指定したものをいう。

(と)

都市・生活型公害

工場等に起因する従来の産業公害に対して、都市化の進展や生活様式の変化などを背景として起こる公害をいう。例えば、自動車の騒音や排出ガスによる大気汚染、生活排水による都市内中小河川等の水質汚濁、近隣騒音などがあげられる。

(に)

二酸化炭素 (CO₂)

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体。炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費等エネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でも最も根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂)

一酸化窒素 (NO) と酸素の作用等により発生する赤かっ色の刺激性の気体。比較的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こす。

(の)

農業集落排水処理施設

集落の散在する農村に適した污水处理システムとして、おおむね1,000人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道のこと。

農 薬

農薬取締法では、「農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。

る。水道水水質基準や環境基準健康項目にも何種類か追加され、ゴルフ場農薬30種については暫定指導指針値も定められている。農薬取締法では、製造・輸入業者による農薬の登録、無登録農薬の販売の禁止、製品容器への表示事項、販売業者の届出、農作物ごとに使用する農薬の剤型（粉、粒、水等）・使用方法・時期・回数を詳細に定めた農薬安全基準などについて定めている。

ノルマル立方メートル (m³N)

温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したガス量を表す単位。

(は)

ばい煙

燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解、その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。また、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

(ひ)

BOD (Biochemical oxygen demand) → 「生物化学的酸素要求量」参照。

ビオトープ

野生生物の生息可能な自然生態系が機能する空間を意味する概念。密接に結びついた生物群集と、それを支える環境とが一体となって存在するある限られた空間をいう。

PCB (ポリ塩化ビフェニル; Poly chlorinated biphenylの略)

不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油やノーカーボン紙、インクなどに使用されていたが、現在は製造が禁止されている。カネミ油症事件の原因物質。

ppm (parts per million)

濃度の単位で、100万分の1を1 ppmと表示する。例えば、1 m³の空気中に1 cm³の硫黄酸化物が混じっている場合、硫黄酸化物濃度は1 ppmとなる。なお、1 ppb (parts per billion) は、10億分の1を表す。

(ふ)

富栄養化

湖沼や内海などで、窒素や^{りん}などの栄養分が水中に豊富になる現象をいい、これにより、藻類等水生生物が異常に繁殖する。もともとこの現象は自然状態でもみられるが、人間活動に伴う工場排水や生活排水に加え、畜産排水や農耕地から流出する肥料成分によって進行し、藻類による着色や悪臭など、利水上問題にされる。

複層林施業

森林を構成する樹木の中から一部の個体だけを伐採し、その跡地に植樹するなどして、複数の樹冠（樹木の枝と葉の集まり）層を有する森林に造成する施業法。

浮遊粉じん

大気中に浮遊しているきわめて微細な粒子で、物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する。このうち粒径10ミクロン以下のものを、浮遊粒子状物質（SPM）と呼ぶ。

フロンガス

炭化水素の水素原子が、いくつか塩素原子とフッ素原子で置き代わった化合物の総称。熱に強く、冷媒や溶剤として優れた性能を持つため、クーラーや各種スプレー、半導体製品の洗浄剤として広く利用されてきた。しかし、成層圏に達してオゾン層を破壊することから、地表に到達する紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして、国際的に問題となっている。

(へ)

閉鎖性水域

湖沼や内湾など周辺を陸で囲まれた水域。水の交換性が悪いので水質が汚染しやすく、水底に汚濁物質が堆積しやすい。富栄養化が進行している水域が多い。

(ほ)

保安林

水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備など特定の公共目的を達成するために、森林法に基づき、立木竹の伐採・土地の形質の変更などの一定の制限が課せられている特定の森林をいう。保安林は、その指定の目的により17種類がある。

ポリ塩化ビフェニル → 「PCB」参照。

(ら)

ラムサール条約

正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975（昭和50）年に発効した。イランのラムサールで採択されたことから、こう呼ばれる。水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を進めることと、湿地の適正な利用を進めることを目的とする。日本は1980（昭和55）年に加入し、現在、北海道の釧路湿原やクッチャロ湖、本県の伊豆沼・内沼など、全国で33か所が指定されている。

なお、2005（平成17）年11月に、アフリカのウガンダで行われた締約国会議において、本県の「蕪栗沼・周辺水田」が新たに登録された。

(り)

緑地環境保全地域

良好な自然環境を形成し、都市環境または都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものについて、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいう。

(る)

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準について、国が設定した類型別の基準値に基づき、都道府県知事が、水質汚濁に関しては水域の利用目的、水質の現状など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な

地域をあてはめ指定することをいう。

(れ)

レッドデータブック

国際的にはIUCN（国際自然保護連合）によって刊行された世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにした資料。日本では、環境庁により昭和61年度から4年間、「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」が実施され、日本版レッドデータブックが刊行された。

2 市町村環境行政担当一覧

	市町村名	自然保護担当課	環境・公害担当課	廃棄物担当課	電話番号	FAX番号
市	仙 台 市	環境管理課・百年の杜推進課	環境管理課 環境対策課 環境都市推進課	廃棄物管理課 リサイクル推進課 廃棄物指導課	022-261-1111 (代表)	022-268-2861 (環境局総務課)
	石 巻 市	環境対策課	環境対策課	廃棄物対策課	0225-95-1111 (代表)	0225-22-6120 (環境対策課)
	塩 竈 市	水産課・土木課	環境課	環境課	022-364-1111 (代表)	022-365-3379 (環境課)
	気 仙 沼 市	農林課・都市計画課・観光課	環境課	環境課	0226-22-6600 (代表)	0226-24-3566 (代表)
	白 石 市	農林課・商工観光課	生活環境課	生活環境課	0224-25-2111 (代表)	0224-22-1316 (生活環境課)
	名 取 市	農政課・クリーン対策課	クリーン対策課	クリーン対策課	022-384-2111 (代表)	022-384-3102 (クリーン対策課)
	角 田 市	産業経済課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	0224-63-2111 (代表)	0224-63-4884 (教育委員会) ※庁舎耐震工事期間 中のみ
	多 賀 城 市	農政課・施設課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	022-368-1141 (代表)	022-368-8104 (総務課)
	岩 沼 市	農政課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	0223-22-1111 (代表)	0223-22-1264 (生活環境課)
	登 米 市	農林振興課・環境課	環境課	環境課	0220-22-2111 (代表)	0220-58-5810 (環境課)
	栗 原 市	農林振興課	環境課	環境課	0228-42-1117 (環境課)	0228-22-1135
		環境課				0228-42-1164
	東 松 島 市	農林水産課	環境課	環境課	0225-82-1111 (代表)	0225-87-3804 (環境課)
大 崎 市	農林振興課	環境保全課	環境保全課	0229-23-2111 (代表)	0229-24-2249 (環境保全課)	
刈 田 郡	蔵 王 町	農林観光課	町民税務課	町民税務課	0224-33-2211 (代表)	0224-33-3168 (町民税務課)
	七ヶ宿町	総務課・産業振興課	総務課 保健福祉課	保健福祉課	0224-37-2111 (代表)	0224-37-2468 0224-37-2577
柴 田 郡	大 河 原 町	産業振興課・企画財政課	町民生活課	町民生活課	0224-53-2111 (代表)	0224-53-3818 (町民生活課)
	村 田 町	産業振興課・企画財政課・建設課	町民生活課	町民生活課	0224-83-2111 (代表)	0224-83-2952 (町民生活課)
	柴 田 町	地域産業振興課	町民環境課	町民環境課	0224-55-2111 (代表)	0224-55-4172 (代表)
	川 崎 町	産業振興課・企画財政課	町民生活課	町民生活課	0224-84-2111 (代表)	0224-84-5737 (町民生活課)
伊 貝 郡	丸 森 町	産業観光課	町民税務課	町民税務課	0224-72-2111 (代表)	0224-72-3039 (町民税務課)
亘 理 郡	亘 理 町	産業観光課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0223-34-1111 (代表)	0223-34-6178 (町民生活課)
	山 元 町	産業振興課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0223-37-1111 (代表)	0223-37-4144 (町民生活課)
宮 城 郡	松 島 町	産業観光課	総務課	総務課	022-354-5701 (代表)	022-354-3140 (総務課)
	七ヶ浜町	産業課	環境生活課	環境生活課	022-357-2111 (代表)	022-357-5744 (環境生活課)
	利 府 町	企画課・地域整備課	生活環境課	生活環境課	022-767-2111 (代表)	022-767-2105 (生活環境課)

	市町村名	自然保護担当課	環境・公害担当課	廃棄物担当課	電話番号	FAX番号
黒川郡	大和町	産業振興課・環境生活課	環境生活課	環境生活課	022-345-1111 (代表)	022-345-2860 (環境生活課)
	大郷町	農政商工課	町民福祉課	町民福祉課	022-359-3111 (代表)	022-359-4872 (町民福祉課)
	富谷町	経済振興課・都市整備課	生活環境課	生活環境課	022-358-3111 (代表)	022-358-2362 (生活環境課)
	大衡村	農林建設課	保健福祉課	保健福祉課	022-345-5111 (代表)	022-345-6630 (保健福祉課)
加美郡	色麻町	農林課	町民税務課	町民税務課	0229-65-2111 (代表)	0229-65-4400 (町民税務課)
	加美町	農林課	町民課	町民課	0229-63-3111 (代表)	0229-63-4321 (町民課)
遠田郡	涌谷町	産業振興課	町民税務課	町民税務課	0229-43-2111 (代表)	0229-43-2693 (町民税務課)
	美里町	産業振興課	町民生活課	町民生活課	0229-33-2111 (代表)	0229-33-2141 (町民生活課)
牡鹿郡	女川町	水産農林課・商工観光課	町民課	町民課	0225-54-3131 (代表)	0225-53-5482 (町民課)
本吉郡	本吉町	産業振興課	町民税務課	町民税務課	0226-42-2600 (代表)	0226-42-2465 (町民税務課)
	南三陸町	産業振興課 生涯学習課(文化財担当)	環境対策課	環境対策課	0226-46-5528 (環境対策課) (代表: 46-2600)	0226-46-5529 (環境対策課)

3 県の保健福祉事務所(保健所)の所在地及び所管区域

機関名	所在地	所管区域	電話番号
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	〒989-1243(大河原合同庁舎内) 大河原町字南129-1	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町	0224-53-3118
仙台保健福祉事務所	塩釜総合支所 (塩釜保健所)	〒985-0003 塩釜市北浜4-8-15	塩釜市、多賀城市、松島町、 七ヶ浜町、利府町
	岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
	黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	〒981-3304 富谷町ひより台2-42-2	大和町、大郷町、富谷町、 大衡村
大崎保健福祉事務所 (大崎保健所)	〒989-6117(大崎合同庁舎内) 大崎市古川旭4-1-1	大崎市、加美町、色麻町、 涌谷町、美里町	0229-91-0711
栗原保健福祉事務所 (栗原保健所)	〒987-2251(栗原合同庁舎内) 栗原市築館藤木5-1	栗原市	0228-22-2114
登米保健福祉事務所 (登米保健所)	〒987-0511(登米合同庁舎内) 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	登米市	0220-22-6121
石巻保健福祉事務所 (石巻保健所)	〒986-0812(石巻合同庁舎内) 石巻市東中里1-4-32	石巻市、東松島市、女川町	0225-95-1418
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	気仙沼市、本吉町、南三陸町	0226-22-5127